

平成 21 年 11 月 4 日
行政運営調整局人事組織課
電話 671-4005

職員の懲戒処分について

個人情報の不正利用を行った行政運営調整局職員に対し、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、本日付で次のとおり処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
行政運営調整局 (当時：中区)	事務職員	50 代	減給 10 分の 1 1 箇月

※本処分については、平成 21 年 11 月 13 日付横浜市報に登載予定です。

2 事件の概要

当該職員は、中区総務部税務課に所属していた際、平成 19 年 5 月頃から平成 20 年 2 月頃にかけて、職場に設置してある税務端末機で業務とは関係のない個人情報を検索し、知人への情報提供などを行いました。

平成 21 年 7 月 6 日（月）、同知人から中区総務部税務課あてに「当該職員が職場のパソコンを使用し、個人情報に不正にアクセスしている。」との電話による通報があり、上司である係長が当該職員に事情聴取を行った結果、個人情報の不正利用が発覚しました。

3 管理監督者処分

次の 2 人を管理監督者処分としました。

- ・課長級職員
- ・課長補佐級職員